8 富士見町公告第45号

事後審査型一般競争入札の執行について

富士見町が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和8年11月5日　　富士見町長　渡辺　葉

1　入札対象業務（電子入札案件）

件名	令和8年度　社会資本整備総合交付金事業　富士見処理場機械設備工事（債務負担行為）
入札番号	工事ー48
履行場所	先能
履行期間	契約日から　　令和11年3月31日
担当課	上下水道課
工事概要	汚泥処理設備 機械設備工事（更新・撤去工事）　1式 機械設備工事（増設工事）　　1式
週休二日制工事	適用あり（週単位（土日）） 「富士見町週休２日工事実施要領」に従い取り組むものとする

2．入札に参加できる者の条件

工事種別	機械器具設置工事　　A級
総合評定値	該当する工事の種類の総合評定値（格付け）　　805 点以上の者
建設業許可	機械器具設置工事業について特定建設業の許可を有していること。
配置技術者	本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。配置技術者は、入札参加申請日以前3ヶ月以上の恒常的雇用関係にあること。 下水道法上の終末処理場において、本工事の工事概要と同種の工事経験（新設（増設を含む）及び更新工事であり、機能増設のみは除く）を有する技術者を配置できること。
所在地要件	関東地方又は中部地方に本店・支店・営業所等を有していること。
施工実績要件	・下水道法上の終末処理場における機械設備工事で、請負金額が4,500万円（税抜）以上の工事実績を有すること。 ・本工事の工事概要と同種の工事（新設（増設を含む）及び更新工事であり、機能増設のみは除く）の実績を有すること。 上記を全て満たすことを要件とする。
その他	富士見町建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱（平成21年1月9日）第4条に規定する参加資格の各要件を満たしていること。

3．入札日程

設計図書等の閲覧等	閲覧等の期間　　令和8年11月5日　　（木）　　から 閲覧等の場所　　富士見町ホームページ 及び 役場企画財政課財政係
質問方法	次により文書で提出してください。 提出期限　　令和8年11月12日　（木）　　午後５時必着 提出場所　　役場企画財政課財政係 提出方法　　電子入札システム又は電子メール、FAX、持参、郵送による

質問への回答	富士見町ホームページ　及び　役場企画財政課　にて閲覧 ※回答書は質問を受理した日から随時作成し、公表します。
紙入札の承認	紙により入札する場合は、紙入札承認願を次により提出してください 申請書の配布　役場企画財政課財政係 及び 富士見町ホームページ 提出期限　令和8年11月25日　（水）　午後３時まで 提出場所　役場企画財政課財政係 提出方法　持参による
入札書の提出	提出期間　令和8年11月24日　（火）　午前８時３０分から 令和8年11月25日　（水）　午後５時まで 提出方法　電子入札システム又は郵送、持参による
開札日時・場所	日　時　令和8年11月26日　（木）　午前９時１０分 場　所　役場　企画財政課財政係
再度入札における入札書の提出期限	提出期限　令和8年11月27日　（金）　午後３時まで 提出方法　電子入札システム又は郵送、持参による

４．入札執行関係・その他

工事費内訳書	必要
予定価格	事後公表
最低制限価格制度の適用	この入札は富士見町最低制限価格制度実施要綱が適用となります。 （事後公表）
前払金	有り
部分払い	有り
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上とする。
入札の無効	参加資格のない者のした入札及び「富士見町入札心得」、「富士見町電子入札実施要綱」に違反して入札した入札書は無効とする。
確認書類	落札候補者となった者は、次により入札参加資格要件確認申請を行ってください。 提出書類　事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2～4号) 提出期限　落札候補者となった日から２日以内の午後５時まで 提出場所　役場 企画財政課財政係 提出方法　電子入札システムによる。紙入札の承認を得た者は持参による。
落札者の決定等	落札者決定通知は電子入札システム又は書面により行う。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から起算して4日(閉庁日は除く)以内に、町長に対して文書により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、富士見町企画財政課財政係において文書により回答する
その他	・「富士見町事後審査型一般競争入札実施要綱」「富士見町最低制限価格制度実施要綱」及び「富士見町建設工事事後審査型一般競争入札心得」に示すとおりとする。 ・落札決定にあたっては、入札書に記載された額に当該金額の100 分の10 に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
問い合わせ	富士見町役場　企画財政課　財政係 電話　0266-62-9126　FAX　0266-62-4481 メール　9127@town.fujimi.lg.jp